附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○農林水産省経済産業省令第一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十四条第二項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）」を削り、「及びその者が法第十五条第二項第一号」を「並びにその者が同号」に改める。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○農林水産省経済産業省令第二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第五条第二項の規定に基づき、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「（外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○農林水産省環境省令第一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号及び第五条第二項第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○経済産業省環境省令第二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○経済産業省令第五十号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

経済産業大臣　枝野　幸男